

# 原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会  
会報 NO. 13 / 発行：2016年5月  
〒612-8082 京都市伏見区両替町9丁目254  
北川コンサイスビル203号  
TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798  
E-mail:shien\_kyoto@yahoo.co.jp  
Blog:http://shienkyoto.exblog.jp/

## 第14回口頭弁論の 傍聴に来てください！



期日報告会で挨拶する共同代表の福島さん

3月25日の第13回口頭弁論は、120名の参加で、前回に引き続き抽選になりました。この日、原告は事前に弁護士会館に集まり、その日提出する準備書面の説明や原告団としての意思統一をしました。

法廷では、高木野衣弁護士が準備書面(28)と(33)について、また森田基彦弁護士が準備書面(30)、(31)についてプレゼンしました。期日報告集会では、初めての試みでしたが、原告と支援者の交流企画として原告団共同代表の萩原さんが娘さんと考えたゲームを行い、結構盛り上がりました。

4月10日には、「これから私たちの裁判はどうなるのか」と題して原告団学習会(十総会、交流会)を開催し、この裁判に勝利するのに何が必要か、秋以降に始まる原告本人尋問とはどんなものか、などを学習しました。4月24日には、支援する会の第2回総会と「原発事故による低線量被ばくの健康被害を考えるい

のちと避難生活をまもる第5回京都公聴会」(うつくしま☆ふくしま.in京都との共催)を開催しました。支援する会は結成当初、あえて代表を空席とし、事務局だけで出発しましたが、来春には判決が出るという局面の中で、勝ちに行くために石田紀郎さん(市民環境研)・平信行さん(被曝2世・3世の念)・橋本宏一さん(国民救援会)に共同代表になって頂くことになりました。会員拡大や傍聴席満杯に向け、いっそうのご協力をお願いします。

### ◆原告・堀江みゆきさんよりメッセージ

支援する会の皆様、いつもご支援いただきまして、ありがとうございます。私は4年半前、子供達と福島市から京都へ移住してきました。時間の経過と共に、私も子供達もこちらでの生活にも慣れ、心に余裕ができてきたように感じています。一方で、終わりの見えない原発事故の収束作業や、福島県民健康調査で発表される、甲状腺ガ

ンの子供の人数を知った際に、心配や不安な気持ちに絶えませんでした。私は、この原発賠償裁判が始まった頃は、裁判がどのように進んでいくのかわからない不安と、裁判そのものについて理解するだけで精一杯の状態でした。そんな中、傍聴席が満杯で、たくさんの方が応援してくれていると知った時、とても心強く感じ、また、頑張つてやっ

うという気持ちを持つことができました。大変感謝しています。秋以降の本人尋問では、不安もありますが、きちんと答えて主張していきたいと思っています。まずは京都でより良い判決を勝ちとり、関西訴訟、ひようご訴訟へ繋ぐことができたらと思います。そのためにも皆様の力を貸してください。今後とも裁判の傍聴を、どうぞよろしく願います。

### \*原発賠償京都訴訟の今後の日程\*

- ・5月27日(金) …第14回期日(京都地裁)・A
- ・6月29日(水) …第15回期日(京都地裁)・B
- ・8月3日(水) …第16回期日(京都地裁)・A
- ・9月23日(金) …第17回期日(京都地裁)・A

※いずれも京都地裁ロビー集合

- (A) 10:20~10:35 傍聴整理券交付 11時開廷
- (B) 13:20~13:35 傍聴整理券交付 14時開廷

# ◆第13回口頭弁論(3月25日) —準備書面の概説—

3月25日の第13回口頭弁論で原告側が提出した準備書面(28)、(30)、(31)、(33)について、高木野衣弁護士と森田基彦弁護士からその要点を解説してもらいました。

## ◎準備書面28、33の概説

### ◇準備書面28、グローバー報告と県民健康調査

グローバー報告とは、人権と基本的自由の促進・擁護に責任を持つ国連の主要機関「人権理事会」の特別手続のために任命された特別報告者による報告です。グローバーは、「到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を



高木 野衣 弁護士

享受する権利に関する特別報告者」として、日本で福島原発事故に関する調査を行いました。

報告書では、「LNTモデル」すなわち放射線によるリスクについては閾値がなく、被ばく線量に正比例して増加するという考え方を前提に、被ばく線量が年間1mSv未満になった場合にのみ、避難者は帰還を推奨されるべきであると明言されています。被ばく線量が年間1mSv以上の地点を含む場所から避難し、今なお避難を継続して

いることは相当だといふことです。福島県民健康調査では、事故時18歳以下の福島県民約37万人を対象として、甲状腺検査が実施されています。自然状態での甲状腺の状態を把握する先行検査が2011年10月から約2年半実施され、その後、事故による甲状腺への影響を把握するための本格調査が2014年4月から2年間かけて行われているとこ

ろです。検査開始前の検討委員会配付資料には、「放射線の影響がない場合、小児甲状腺がんは年間100万人あたり1〜2名程度」と明記されていますが、先行検査で既に100万人あたり376人が、本格検査で100万人

あたり213人が、悪性ないし悪性疑いと診断されています。岡山大学の津田敏秀教授も、多発状態と結論付けた分析結果を、国際的な学会誌に発表しました。被ばくによる健康被害を懸念して避難し、今なお避難を継続していることは相当だといふことです。

◇準備書面33、年間1mSvの意味、被告東京電力は、「年間1mSvという公衆被ばく線量限度は平時の管理基準である」「あらゆる状況に適用される基準ではない」などと、「現在は公衆被ばく線量限度が適用されない」という趣旨の主張を行い、年間20mSvを下回る地域からの避難には相当性がなく、このような反論をしています。しかし、ICRP 1990年勧告は、これを超えれば個人への影響は「容認不可」と見なされるようなレベルの線量と

して、公衆被ばく線量限度を年間1mSvと勧告しました。それは、緊急時においても同様です。ただ、緊急時は既に年間1mSv以上の被ばく状況が生じていますので、それを直ちに年間1mSv未満にすることは事実上不可能です。だから、被告らが被ばく

量を減らす等の対策を基準にすべきかということを考えるにあたり、「線量限度を適用しない」ということに過ぎないのです。公衆被ばく線量限度年間1mSvを超えれば、平時であれば、緊急時であれば、個々の市民にとって「容認不可」です。被災地以外に居住する市民にとって容認できないレベルの線量を、被災者が容認しなければならぬ理由などありません。年間1mSvを超える地点を含む場所から避難し、今なお避難を継続していることは相当です。(高木野衣弁護士)

## ★当面の関連訴訟★ ～ 日程 ～



- 5月16日(月) …大飯原発差止訴訟第11回期日(京都地裁)  
午後1時20分抽選券配布、午後2時開廷
- 6月 2日(木) …原発賠償関西訴訟第9回期日(大阪地裁)  
午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷
- 6月 8日(水) …原発賠償ひょうご訴訟第14回期日(神戸地裁)  
午後1時30分集合、午後2時開廷
- 7月26日(火) …原発賠償ひょうご訴訟第15回期日(神戸地裁)  
午後1時30分集合、午後2時開廷
- 8月 4日(木) …原発賠償関西訴訟第10回期日(大阪地裁)  
午後1時15分抽選券配布、午後2時開廷
- 9月14日(水) …大飯原発差止訴訟第12回期日(京都地裁)  
午後1時20分抽選券配布、午後2時開廷



◎準備書面30、31の概説

原告ら準備書面30、31は、昨年7月の檢察審査会の議決書、株主代表訴訟で東電が提出していた社内文書、及び安全情報検討会の資料についてです。この資料は津波高の予見可能性を立証するものです。

1 前提知識として長期評価について簡単にさらしいします。

長期評価とは、国の地震調査研究推進本部が公表した地震についての考え方で、長期評価は、福島県沖の日本海溝寄りの部分、つまり原発の沖合で津波地震が発生確率を公表していました。

2 檢察審査会が



森田弁護士

とところが、その直後、当時の東電副社長はそれまでの方針を変え、長期評価の考えによる

2015年7月、東電の元経営者らについて起訴相当の議決書を行いました。この議決書には、内部資料を含む膨大な証拠を元にして、檢察審査会が認定した事実が記されています。議決書には私たちがこれまで知らなかった事実が記載されていました。

まず、被告東電は、2007年12月頃、長期評価に基づく津波評価を行う方針をとっていました。翌2008年3月には、東電は長期評価の考え

方にしたがって、どのような津波が来るのかを計算して、その結果、敷地南側では敷地高さを5.7メートルも超える高さの津波が想定されていました。東電は、同年6月には、高

さ10メートルもある防潮堤の設置も検討していません。

津波対策は講じられなくなりまし。この社内方針の変更過程は、今回初めて明らかとなりました。

次に東電社内文書についてです。これは、東電株主訴訟に提出された資料の謄写が認められたことで入手することができました。

被告東電の社内の会議で配布した資料は「海溝沿いモデルを考慮」とあります。すなわち、長期評価の考えを取り入れることが明記されています。

その結果、敷地南側で敷地を5.7メートル超える津波の計算となつています。また、2008年9月10日、東電社内ですべての津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定するこ

とが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は「回避」と記載してあります。つまり、東電は福島第一原子力発電所への津波襲来を具体的に予測し、その対策が必要だと認識していたのです。

3 他方、被告国の津波に対する知見はどうだったのでしょうか。2006年9月、原子力安全委員会

は、新耐震設計審査指針を決定しました。この指針は、原子炉プラントの設計に関して地震のみでなく「津波」についても考慮すべきことが明示されました。

同時に原子力安全保安院と原子力安全基盤機構は、安全情報検討会という会合を立ち上げ、地震、津波に関する分析評価を行いました。

この議事録等を調べると、すでに2006年に、設計津波高の推定が必要であ

り、対策の必要性が明示されています。ところが、実際には、本件事故に至るまで、被告東電は、津波に関する報告書を提出しませんでした。

しかし、実際には、この間、東電は社内試算を行っていました。被告国が、適切に調査を行っていたら、社内試算を知り得たはずですが、被告国は適切な指導監督を怠っていたと評価できます。

4 これらの新資料により、2006年ころから2008年ころにかけての東電及び、被告国の津波高試算に関する経緯が明らかになりました。これらは、被告らの過失を基礎づける事情です。津波に

関しては、これで一応の原告の主張を尽くす。今後は立証等が大きな課題となりますが、引き続き頑張っていきたいと思います。(森田基彦弁護士)

後日、次のような感想を頂きました。「公判と報告集會に参加した中田と申します。ゲームを裁判報告集會でやったのは史上初ではないでしょうか？子供たちの手書きのお礼の言葉が書かれた景品をいただいたり感激しました。」

〈期日報告集會〉  
原告と支援者がゲームで交流

今回の期日報告集會では、春休みで原告の子どもたちも法廷に来るため、原告団共同代表の萩原さんが子どもたちも参加できるゲームを考へてきてくれました。初めての試みで、支援者の方たちからどう受け止められるだろうか？不安もありましたが、結構盛り上がり、みなさんに楽しんで頂けたようでした。

本日に勝ちに入る闘いの出発点に立ったと実感できる素晴らしい報告集會でした。」



ゲームに興じる原告と支援者 (写真は平信行さん提供)

# ◆原告団学習会を開催

今秋から原告の本人尋問が予定される中、4月10日に「これから私たちの裁判はどうなるのか」と題して原告団学習会（＋総会、交流会）が開催され、原告（大人）19人と子ども8人が参加しました。弁護士事務局長の田辺弁護士が講師を務める予定でしたが、急用で出席できなくなり、川中弁護士、鈴木弁護士、井関弁護士の3人が分担して報告されました。学習会の様子を原告団共同代表の萩原ゆきみさんに報告してもらいました。

## 共同代表

### 萩原ゆきみさん

学習会では川中先生、鈴木先生、井関先生から「裁判官の立場、裁判の現状と今後の取り組み」のお話がありました。その一部を報告させて頂きます。

### ☆川中先生のお話

裁判官は、常時200件の裁判を抱えている。他に赴任する時に、最初に預かった数よりも多く未解決裁判（事件）を残してか

ら去ると、裁判官としての評価が下がる。任地と給与の問題は裁判官にとって辛い。裁判官は自分自身で自分をエリート中のエリートだと思っている。国が被告になった時、（自分が出した判決によって）自分に人事上の不利益があるのでは？と思う。裁判官はインターネットを見て。支援の会のブログとか、原告や支援の会、学者が、こういう集会やつたとか見ている。原告の真剣な眼差し、法廷が満杯になっているか見ている。（だから

ら私たちは、期日や集會に人を呼んだり、真剣に行動している事を世間にアピールする必要があります、と思います。）原告は素人の強みを活かして、弁護士にも叱咤激励して欲しい。

原告の皆さんは、理屈ではなく事実を、原告でしか分からない事を訴えればよい。被告は、「原告がワガママで、避難を続けている」というような事を言うてくるから、「そうではない」とハッキリ言えれば良い。

原告の気持ち揺らぐと、弁護士も揺らぐ。強い気持ちを持つこと。合宿や集会等で、どう答えたらいかなどを、ちゃんと勉強する。覚えなくてはならない事は全然無い。避難の正当性を高める集会、運動をする必要がある。

### ◇原告からの質問

\*「裁判所の任地と給与を決めるのは誰か？」の質問には「最高裁判所」

\*「裁判に勝つために、普段どんな事をしたら良いのか？」の質問に対し、「裁判所に向けた公正判決署名やハガキ運動、ネット上で支援を訴えるなど」と答えて頂きました。

### ☆鈴木先生のお話

年間の一般公衆被ばく限度量が1mSvであるのに対し、被告側は「LNTモデル（放射線はどれだけ低い数値であっても健康に悪影響を及ぼすという考え方）は安全サイドに立った『仮説』に過ぎず、実際には、100mSv／年では健康被害はない、内閣府ワーキンググループも年間20mSv／年基準を認めた」と反論。

これには、LNTモデルが単なる仮説ではなく、科学的根拠に基づいていること、最新の低線量被ばくの健康影響を認めた論文を証拠として提出する。被告側は、事故時

には1mSvは適用できないというICRPの2007年勧告を挙げるが、同勧告は国や原子力事業者を対象とした基準であり、公衆の健康指針ではない。また基準自体が成人男性を想定しており子どもには適用できない。

### ◇原告からの質問

\*「1mSv／年の細かい健康被害などの『争点』についての、突破できる根拠は何か？」

### 鈴木先生の回答

「医学的な現在の基本的な考え方で崎山比早子証人に法廷に立つてもらおう。原告には、避難している現在の状況をそのまま裁判官に話すことで、現在の法的部分の『乖離』から切り込んでいく。

### ☆井関先生のお話

反対尋問を受け、尚且つ、皆さんの態度（被害を受けたと

いう主張）が変わらなければ裁判所は皆さんの主張を事実だと認定しやすくなります。一問一答方式なので、何かを覚えて行く必要はない。分からない事は「分からない」、〇〇に書いてある、という時は「書いてある」、忘れている事は「忘れた」と答える。勘違いを指摘されたら、認めたらいい。何の心配もない。

本人尋問は、何も心配する必要はない。心配せずにのんびり構えていれば良い。嘘をついている人達は（被告）その嘘がバレないように、計画するので大変。嘘を付く人達①警察官②官僚③公務員④大企業の役員。



キャンパスプラザで行われた原告団学習会



## 第5回京都公聴会開く

4月24日、うつくしま☆ふくしまin京都と共催で「原発事故による低線量被ばく

故による低線量被ばくへの健康被害を考慮する。いのちと避難生活をまもる第5回京都公聴会」をハートピア京都で開催しました。約80名の参加があり、3名の方が新規入会を申し込まれました。

### ◎井戸弁護士の話

最初に、井戸謙一弁護士が「司法から

別避難者訴訟判決

2月18日の京都個別避難者訴訟判決が、年20mSv以下の被ばく線量」について言われていることを「年に100mSv以下」にすり替えている。国は年20mSvを避難基準としているが、年20mSvの環境で5年余り生活すれば累積100mSvに達する。



は、賠償額や就労不能損害の期間では成果もあるが、自主避難の合理性を2012年8月までしか認めなかった。その理由として、政府のワーキンググループ（WG）報告書が年20mSv以下では健康被害のリスクがないとしたことを挙げる。

私は、「放射線被ばくからのリスクはわからないから、不安を抱くことは合理的だ」と裁判所に認識させれば良いと考えていた。

WG報告書は、国際的に「累積100mSv以下の被ばく線量」について言われていることを「年に100mSv以下」にすり替えている。国は年20mSvを避難基準としているが、年20mSvの環境で5年余り生活すれば累積100mSvに達する。

最後に井戸弁護士は、国は情報を隠ぺいし、被害者に声を上げさせないなど、過去の公害事件で繰り返されたのと同じことが展開されている。被害者が声を上げることができると環境をどう作っていくかが課題だと強調されました。

母さんを恨んだこともあったが、今では「楽しく生活できるのはお母さんのお蔭です」（姉）、「まだ汚染地域に住んでいる友だちのことが心配です。避難して欲しい」（弟）と綴っていました。

### ◎避難者の方の話

次に、関東のホットスポット、千葉県松戸市から大阪市に避難しているTさんと福島県浪江町から兵庫県に避難しているKさん（お二人とも関西訴訟原告）に話をしました。

### Tさんは、事故直

母さんを恨んだこともあったが、今では「楽しく生活できるのはお母さんのお蔭です」（姉）、「まだ汚染地域に住んでいる友だちのことが心配です。避難して欲しい」（弟）と綴っていました。

と聞き、やはり放射線の影響ではないかと思っている。昨年2月に福島での胸が見つかつたが、「大人の女性はみんな持っているから心配ない」と言われた。昨年5月に仮説を出て関西へ来て、健診を受ける機会があり、そこで甲状腺ががんが見つかり手術を受けた。

### ◎飛田晋秀さんの話

局のディレクターの紹介で別の甲状腺がん患者の家族に会うことができた。家族同士の会合の場を持った。それまで家族だけで悩み、孤立していた参加者からは「今日は来て良かった」という感想が聞けた。

ついに最近甲状腺がんの手術をされたKさんは、全町避難となった浪江町から郡山市へ避難しスクリーニング検査を受けた際に野外で3時間並び、降ってきた雨に濡れた。10万cpmのガイガーカウンターのガイが振り切れた。仮設住宅にいた間は、口内炎みたいな間、口内炎みたいな間、それは栄養状態が悪くからだと思っていたが、阪神大震災の時の仮設では口内炎は出なかった。

最後に、三春町の写真家で、最近発足した「3・11甲状腺がん家族の会」の副代表に就任された飛田晋秀さんが講演。

いま福島では心筋梗塞をはじめいろいろな病気が蔓延している。救急搬送される人も増えている。よく「風評だ」と言われるが、私は「実害だ」と言っている。

子どもたちは大阪に引越した直後は仲間はずれにされたり、いじめに遭い、お

たまたま知り合った人が甲状腺がんの手術を2回した娘さんのお父さんだった。いろいろ話を聞いた。ほかの患者の家族の方と交流できないかと考え始めていたところ、あるTV

最後に飛田さんは、カメラを持てるうちに被災者や患者さんと触れ合いながら撮ったデータを次の世代に残していきたい、と述べられました。

# 3人の共同代表が決定！

## 〈支援する会第2回総会開く〉

4月24日、支援する会の第2回総会を開催しました。単独で総会を開いてもなかなか参加してもらえないため、うつくしま☆ふくしまin京都との共催で開催した「原発事故による低線量被ばくの健康影響を考える いのちと避難生活をまもる第5回京都公聴会」(会場・ハートピア京都)の前に同じ会場での開催とさせて頂きました。

来春にも予定される判決に向け、何としても勝利判決をかちとるための方針を採択しました。以下、要約して報告します。

◇大法廷を満杯にする傍聴支援を継続します。

◇支援する会の会員を拡大し、年内に400名をめざします。

◇原告団の活動への財政支援を継続・強化します。

◇津波の予見可能性や低線量被曝による健康被害について社会的に訴えると共に、時機をみて「公正判決要請署名」に取り組みなど法廷外の取り組みを強めます。

◇全国の原発賠償訴訟との連帯を強化します。具体的には、近畿訴訟団交流会を継続し、西日本ネットワークづくりをめざします。「原発事故被害者団体連絡会」(ひだんれん)や「原発被害者訴訟原告団全国連絡会」(全国連)と連帯して全国的な運動を担います。「京都原発訴訟・支援交流ネットワーク」の活動に積極的に参加します。

◇低線量被曝による健康被害や避難用住宅の無償提供の延長など避難者の切実な要求の実現に向けて、関係団体と連携して取り組みます。そのために、支援する会の運営体制として、これまで空席だった共同代表を新たに立てることにし、次の3名の方が共同代表に就任して頂けることになりました。

◆石田紀郎さん(市民環境研究所代表理事)  
◆平 信行さん(京都「被爆2世・3世の会」代表世話人)  
◆橋本宏一さん(日本国民救援会京都府本部事務局長)

また、会員拡大に向けてホームページを開設すると共に、会員募集のリーフレットを作成・配布します。日常的な事務や作業を担う事務局スタッフが不足しているので、協力者を募ります。

〈予算は前年度並み〉  
新年度予算は前年度並みの93万円ですが、繰越金が前年度より約10万円少ないため、会員拡大によって年会費を約14万円多く集めなければなりません。

支出も原告への交通費の補助が最も大きく、次が郵送費とい

### 新年度(2016/4/1~2017/3/31) 予算

〈支出〉 ※前年度決算(2015/4/1~2016/3/31)

項目	予算案	前年度決算
総会費・会場費	20,000	0
会報・チラシ作成費	50,000	35,677
郵送費(切手代)	170,000	155,327
原告交通費補助	400,000	354,840
原告交流会費用(弁当代)	25,000	21,500
近畿訴訟団交流会分担金	60,000	60,000
分担金・協賛金	20,000	16,385
傍聴景品購入費	20,000	20,538
宣伝・交流費	5,000	3,500
講師招請費	60,000	35,000
家賃分担金	20,000	20,000
備品購入費	0	13,197
帰還原告への贈り物	0	20,000
リレーション費	0	2,500
予備費	87,564	0
合計	937,564	758,464

〈収入〉 ※前年度決算(2015/4/1~2016/3/31)

項目	予算案	前年度決算
年会費	650,000	509,600
カンパ	100,000	141,500
雑収入	10,000	12,749
前年度繰越金	177,564	272,179
合計	937,564	936,028

支援する会の会員  
になってください

◎個人1口：1,000円 団体1口：5,000円  
口座番号：00930-0-172794(郵便振替口座)  
口座名称：原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望される方は通信欄にメールアドレスをご記入ください。会費の切り替えをよろしく願います。